

○津山圏域資源循環施設組合長期継続契約を締結することができる
契約を定める条例

平成 21 年 8 月 3 日

津山圏域資源循環施設組合条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）の規定に基づき、法第 234 条の 3 の規定による契約（以下「長期継続契約」という。）の締結に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 令第 167 条の 17 に規定する条例で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 物品を借入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から提供を受ける必要があり、契約の相手方の準備期間を確保するために、複数年度にわたり契約を締結することを要するもの

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。